

令和8年第1回与論町議会臨時会

会 議 録

令和8年1月29日

与 論 町 議 会

令和8年第1回与論町議会臨時会会議録

令和8年1月29日（木）午前10時00分開会

1 議事日程（第1号）

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第1号 町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第4 議案第2号 報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第5 議案第3号 与論町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

第6 議案第4号 与論町会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第7 議案第5号 令和7年度与論町一般会計補正予算(第9号)

第8 議案第6号 令和7年度与論町水道事業会計補正予算(第1号)

第9 議案第7号 令和7年度与論町下水道事業会計補正予算(第1号)

第10承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(令和7年度与論町一般会計補正予算(第7号))

第11承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(令和7年度与論町一般会計補正予算(第8号))

2 出席議員（10人）

1番 池田理恵 議員

2番 川内恵司 議員

3番 吉田勉 議員

4番 吉田剛 議員

5番 原栄徳 議員

6番 遠山勝也 議員

7番 高田豊繁 議員

8番 大田英勝 議員

9番 林敏治 議員

10番 沖野一雄 議員

3 欠席議員（0人）

欠員（0人）

4 地方自治法第121条による出席者（9人）

町長 田畑克夫 君

副町長 山下哲博 君

教育長 中山義和 君

総務企画課長 龍野勝志 君

こども未来課長 光俊樹 君

産業課長 堀田哲也 君

商工観光課長 麓誘市郎 君

水道課長 富永淳 君

環境課長 大馬福德 君

5 議会事務局職員出席者（2人）

事務局長 林 健太郎 君 書 記 谷 山 智 美 君

開会 午前10時00分

----- ○ -----
○議長（沖野一雄議員） ただいまから、令和8年第1回与論町議会臨時会を開会します。
これから、本日の会議を開きます。

----- ○ -----
日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（沖野一雄議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、1番、池田理恵議員、8番、大田英勝議員を指名します。

----- ○ -----
日程第2 会期の決定

○議長（沖野一雄議員） 日程第2、会期決定の件を議題にします。
お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。
御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日1日に決定しました。

----- ○ -----
日程第3 議案第1号 町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（沖野一雄議員） 日程第1、議案第1号 町長等の給与等に関する条例の一部改正する条例を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第1号、町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。
本条例は、令和7年8月7日付けの人事院勧告に鑑み、特別職の期末手当の支給割合を改正しようとするものです。
御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。
これから、質疑を行います。
質疑はありませんか。
1番、池田理恵議員。

○1番（池田理恵議員） 人事院勧告に基づく給与改定については、制度としては一定の理解はしております。ただ、与論町では、物価高の影響を強く受けながらも、収入を簡単に引き上げられない観光業や一次産業と個人事業主の方が多くいらっしゃいます。そうした中で、全国基準をそのまま適用することに対して、町民の生活感覚との間に体感的なずれを感じる声がございます。町として人事院勧告というものは尊重しつつも、与論町の実情や財政状況を踏まえ、町民への説明や配慮、またサービスを行っていく職員への人材育成ですね、こちらの方はどのように行っていくお考えでしょうか。お教えてください。

○議長（沖野一雄議員） 町長。

○町長（田畑克夫君） ご質問ありがとうございます。まあ、確かに一理あると思いますけれども、例えばその物価高っていうのは当然、島民、町民全般ですけれども、役場の職員、公務員、全体、私たちもちゃんとそれは受けているわけですので、特別に私たちが、特にそれを物価高の影響を受けてないということではないのですね。それはもう全般的に賃上げとか、そう要望するとともに私たちのまた公務員としてもそういうのは、私としては職員に対するそういうあれは、これは特別職ですけど、後で皆さん議員にもありますけども、私としてはそんなに、そんなにというか、理解しております。

○議長（沖野一雄議員） 1番、池田理恵議員。

○1番（池田理恵議員） ただいまおっしゃったのが物価高についてだけ、というところではありましたが、私が申し上げたいのは、やはりこの人事院勧告に基づく給与改定ということには、特に全て反対とかそういうことではなくて、要はここでこう上げていくっていうところと、あと与論町民自体の、現状としては、やはりこの観光業とか一次産業とかは個人事業主の方が多いわけで、やはり直接的な国全体としては確かにその企業に合わせていくっていうことは分かるんですが、与論町としては、そこはやっぱりちょっと違う社会にあるというか、何かここに差を感じるわけですね、町民から見たときに。で、そこに対して各事業主さんの方々もちゃんと底上げしていくっていうところも配慮はしていくっていう考えも必要かとは思いますが、その中でやはり今のこの情勢といたしまして、給与を上げていくということは非常に大事なことです。そこに加えて、やはり給与が上がっていく上で、職員の方々が町民に対するサービス提供というところが、どういうふうにしてちゃんと影響しているのか、上げること、その上げることが目的ではなくて、やはり与論町として、こういう未来を掲げるんだっていうところから、だから給与が上がっていくんだっていう、そういった視点ですかね、そういったところの目線から物事も考えていかないと、町民としてはちょっと毎回毎回、私がここの場に立たせていただいてから、この人事院勧告による給与改定が数回行われている中で、やっぱりこう見え方として、本当にそれが町民に対して、あの、返していつている、ええサービスというか、提供できているのか、またそれに伴い、あの、一生懸命働いてくださっている、執行部の皆様、職員の皆様に対しての人材育成ですね。こういったところにもちゃんと還元できているのかというところの目線でちょっとお伺いをしたのですけれども、こういったところから、どのように引き上げていくのか、どのように導いていくのかお考えがありましたら、すみません、もう一度お聞かせください

○議長（沖野一雄議員） 町長。

○町長（田畑克夫君） ありがとうございます。しかと、今の池田議員のおっしゃられたことを、課長会等を通しながら、また副町長とも、職員のそういった、ただ単に給料を上げて、その恩恵を受けるだけでなく、広く一般町民に対してですね、そういう目配り、気配りといいますか、そういうのをちゃんとできるようにまた指導していきたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（沖野一雄議員） 1番、池田理恵議員。

○1番（池田理恵議員） ありがとうございます。やはり与論町にとって大切なのは、目先の処遇だけではなく、人を育て、学び合い、この島で働きたいと思える未来をどう描いていくかだと私は考えております。人こそ宝であり、職員一人一人、町民一人一人の思

いを丁寧に引き上げていただくことが、町の力につながると考えております。日々の業務に追われがちな今だからこそ、何のために取り組んでいるのか、原点に立ち返る場づくりに引き続きご尽力いただきたいと思いますと考えております以上でございます。ありがとうございます。

○議長（沖野一雄議員） 他に質疑はありませんか。

これで、質疑を終わります。

お諮りします。議案第1号は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって議案第1号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第1号、町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号、町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

----- ○ -----

日程第4 議案第2号 報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（沖野一雄議員） 日程第4、議案第2号 報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第2号、報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本条例は、令和7年8月7日付けの人事院勧告に鑑み、本町議会議員の期末手当の支給割合を改正しようとするものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

これで、質疑を終わります。

お諮りします。議案第2号は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託

を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって議案第2号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第2号、報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号、報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

○

日程第5 議案第3号 与論町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

○議長（沖野一雄議員） 日程第5、議案第3号 与論町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第3号、与論町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本条例は、令和7年8月7日付けの人事院勧告に鑑み、本町職員の給与改定並びに諸手当の改正のため所要の改正をするものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

これで、質疑を終わります。

お諮りします。議案第3号は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって議案第3号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第3号、与論町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号、与論町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

----- ○ -----

日程第6 議案第4号 与論町会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○議長（沖野一雄議員） 日程第6、議案第4号 与論町会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第4号、与論町会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本条例は、令和7年8月7日付けの人事院勧告に鑑み、本町会計年度任用職員の給与を改定するため、所要の改正をするものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

これで、質疑を終わります。

お諮りします。議案第4号は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって議案第4号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第4号、与論町会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号、与論町会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

----- ○ -----

日程第7 議案第5号 令和7年度与論町一般会計補正予算(第9号)

○議長（沖野一雄議員） 日程第7、議案第5号 令和7年度与論町一般会計補正予算(第9号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第5号、令和7年度与論町一般会計補正予算(第9号)について、提案理由を申し上げます。

歳入としまして、財政調整基金繰入金2191万7000円を追加しております。

次に歳出の主なものとしまして、給与改定に伴う増額分2121万7000円を追加しております。

歳入歳出予算にそれぞれ2191万7000円を追加し、一般会計予算総額63億5577万8000円となっております。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

これで、質疑を終わります。

お諮りします。議案第5号は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって議案第5号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第5号、令和7年度与論町一般会計補正予算(第9号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号、令和7年度与論町一般会計補正予算(第9号)は、原案のとおり可決されました。

----- ○ -----

日程第8 議案第6号 令和7年度与論町水道事業会計補正予算(第1号)

○議長（沖野一雄議員） 日程第8、議案第6号 令和7年度与論町水道事業会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第6号、令和7年度与論町水道事業会計補正予算(第1号)について、提案理由を申し上げます。

総係費の給料、手当及び法定福利費の当初予算計上不足分の予算の組換えを行うものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

これで、質疑を終わります。

お諮りします。議案第6号は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって議案第6号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第6号、令和7年度与論町水道事業会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号、令和7年度与論町水道事業会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

----- ○ -----

日程第9 議案第7号 令和7年度与論町下水道事業会計補正予算(第1号)

○議長（沖野一雄議員） 日程第9、議案第7号 令和7年度与論町下水道事業会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第7号、令和7年度与論町下水道事業会計補正予算(第1号)について、提案理由を申し上げます。

収益的収入における営業外収益の他会計補助金、収益的支出における処理場費の消

耗品費、修繕費などのほか総係費の給料、手当等及び資本的支出における処理上費の材料費について、当初予算計上不足額を計上するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

これで、質疑を終わります。

お諮りします。議案第7号は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって議案第7号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第7号、令和7年度与論町下水道事業会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号、令和7年度与論町下水道事業会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

----- ○ -----

日程第10 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(令和7年度与論町一般会計補正予算(第7号))

○議長（沖野一雄議員） 日程第10、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(令和7年度与論町一般会計補正予算(第7号))を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 承認第1号、専決処分の承認を求めること(令和7年度与論町一般会計補正予算(第7号))について、提案理由を申し上げます。

物価高騰対策に係る事業経費を令和7年度与論町一般会計補正予算第7号として専決処分いたしました。

歳入におきましては重点支援地方創生臨時交付金1億261万2000円物価高対応子育て応援手当支給事業費補助金1709万6000円を追加しております。

次に歳出としまして、物価高騰対応商品券支援事業費1億261万2000円、物価高対応子育て応援手当支給事業費1709万6000円を追加しております。

歳入歳出予算に、それぞれ1億1970万8000円を追加し、一般会計予算総額63億2936万3000円となっております。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第8号は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって承認第1号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度与論町一般会計補正予算(第7号)）を採決します。

お諮りします。本件は承認することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度与論町一般会計補正予算(第7号)）は、承認されました。

----- ○ -----

日程第11 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(令和7年度与論町一般会計補正予算(第8号))

○議長（沖野一雄議員） 日程第11、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度与論町一般会計補正予算(第8号)）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 承認第2号、専決処分の承認を求めること（令和7年度与論町一般会計補正予算(第8号)）について、提案理由を申し上げます。

衆議院議員総選挙に係る事業経費を令和7年度与論町一般会計補正予算第8号として専決処分いたしました。

歳入におきましては衆議院議員総選挙委託金449万8000円を追加しております。

次に歳出としまして、衆議院議員総選挙費449万8000円を追加しております。

歳入歳出予算それぞれ449万8000円を追加し、一般会計予算総額63億3386万1000円となっております。

歳入歳出予算に、それぞれ449万8000円を追加し、一般会計予算総額63億3386万1000円となっております。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

お諮りします。承認第2号は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって承認第2号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度与論町一般会計補正予算(第8号)）を採決します。

お諮りします。本件は承認することに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号、専決処分の承認を求めることについて（令和7年度与論町一般会計補正予算(第8号)）は、承認されました。

----- ○ -----

○議長（沖野一雄議員） これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和8年第1回与論町議会臨時会を閉会します。

----- ○ -----

閉会 午前10時40分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

与論町議会議長 沖野一雄

与論町議会議員 池田理恵

与論町議会議員 大田英勝